令和5年度 松山市会計年度任用職員(パートタイム母子支援補助員)採用試験実施要領

令和4年12月26日

松山市会計年度任用職員(パートタイム母子支援補助員)採用試験を次のとおり実施します。

1 試験区分、採用予定人数及び勤務場所

試験区分	採用予定人数	勤務場所
パートタイム母子支援補助員	1人程度	松山市母子生活支援施設(小栗寮) (松山市小栗七丁目1番32号)

⁽注) 採用予定人数は変更する場合があります。

2 職務内容

- (1) 入所者の生活支援、就労支援の補助
- (2) 児童の養育に関する相談、助言及び指導の補助
- (3) 関係機関との連絡調整その他母子の自立に向けた支援全般及び世帯の状況把握の補助
- (4) 書類の作成、パソコンでのデータ入力、確認等
- (5) その他寮の管理運営に必要な業務等

3 受験資格

次の(1)及び(2)の要件を全て満たす者

- (1) パソコンの基本操作(文書作成及び表計算ができる人)
- (2) 次のアからオまでに該当しない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第60 条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを 主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - オ 平成11年改正前の民法(明治29年法律第89号)の規定による準禁治産の宣告を受けている者 (心神耗弱を原因とするものを除く。)

4 試験日時、試験会場及び合格発表

試験日時	試験会場	合格発表
令和5年2月16日(木) 及び17日(金)のうち、 松山市が指定する1日	松山センタービル1号館 (松山市三番町四丁目9番地5)	令和5年3月上旬(予定)に受験者 全員に合否を通知します。

⁽注) 試験日時等の詳細は、受付期間終了後、申込者に通知します。

5 試験の方法

科目	内容	時間
口述試験	主として人物についての個別面接	約15分

6 受付期間

受付期間は、令和5年1月4日(水)から令和5年1月23日(月)までです。

(祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)

郵送の場合は、令和5年1月23日(月)までの消印のあるものに限り受け付けます。

7 申込方法

A4判(A3判2つ折り可)の履歴書(必要事項を記入し、申込前6箇月以内に撮影した顔写真を貼ってください。)を**子育て支援課**に**直接提出**し、又は**簡易書留**(封筒の表に「母子支援補助員採用試験申込み」と朱書きしてください。)で送付してください。

8 採用予定日

この試験の合格者は、松山市会計年度任用職員(パートタイム母子支援補助員)採用候補者名簿(以下「候補者名簿」という。)に登載します。採用は、令和5年4月1日以後、欠員が生じた場合に、候補者名簿から成績順に行います。ただし、欠員の状況等によっては採用されない場合もあります。

候補者名簿の有効期間は、令和6年3月31日までです。

9 勤務条件

- (1) **勤務時間等** 月曜日から金曜日までの週5日勤務で、午前9時から午後0時30分までの1日3時間30分勤務です。
- (2) 週休日及び休日 日曜日、土曜日、祝日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)
- (3) 有給休暇 年次休暇、療養休暇、特別休暇
- (4) **給与等** 松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の規定に基づき、次のとおり支給します。また、基本報酬の支給日は、原則として、毎月21日です。

基本報酬		その他報酬等	
	月額68,013円 (令和4年12月1日現在)	通勤手当に係る費用弁償、 時間外勤務手当に相当する報酬等	

備考 昇給並びに期末手当及び退職手当の支給はありません。

- (5) 任用期間 令和6年3月31日までです。ただし、勤務成績が良好な場合は、再度の任用を行い、最長令和8年3月31日まで勤務できる予定です。勤務成績が良好でない場合は、任用期間中でも免職(解雇)する場合があります。
 - ※1 「再度の任用」は、「同じ職の任期が延長される」又は「同一の職に再度任用される」という意味ではなく、「新たな職に改めて任用される」という意味です。
 - ※2 療養休暇又は休職により4月1日から実際に勤務できない場合は、再度の任用をしないことがあります。
- (6) 条件付採用 採用後1箇月間は、条件付採用期間となります。条件付採用期間の勤務成績が良好でない 場合は、免職(解雇) する場合があります。
- (7) 保険等 労働者災害補償制度(社会保険及び雇用保険への加入はありません)
- (8) 兼業 兼業をすることができます。ただし、兼業をする場合は、届出が必要です。
- (注)上記の勤務条件は改定される場合があります。

10 注意事項

- (1) 指定された日時に試験会場に集合してください。
- (2) 試験当日は、新型コロナウイルス感染症等の予防のため、マスクを持参し、着用してください。
- (3) この試験で提出された書類等は、原則として、返却できません。
- (4) 履歴書等に含まれる受験者の個人情報は、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、合格者の個人情報については、人事情報として使用します。
- (5) 履歴書等の記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (6) 台風などの非常災害や新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず試験日時等を変更する場合は、市ホームページ等でお知らせします。
- (7) その他質問等は、祝日及び年末年始を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15 分までに子育て支援課に問い合わせてください。

<提出先及び問合せ先>

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2 松山市 保健福祉部 子育て支援課 総務・ひとり親福祉担当 電話 089-948-6418